

道産食品独自認証制度認証手続要領

第1 目的

この要領は、道産食品独自認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する認証手続について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 申請等の様式関係

要綱に定める申請、届出、認証、承認、通知及び報告は、次表に定める様式による。

要綱の定め	様式
第4の1	別記様式第1号 道産食品認証申請書
第4の3の(6)	別記様式第2号 道産食品認証更新申請書
第4の3の(7)のア又はイ	別記様式第3号 生産休止(廃止)届出書
第4の3の(7)のウ	別記様式第4号 生産再開届出書
第4の3の(7)のエ	別記様式第5号 認証事業者名称等変更届出書
第4の3の(8)	別記様式第6号 生産仕様書変更申請書
第5の1	別記様式第7号 認証機関登録申請書
第5の3	別記様式第8号 業務規程変更届出書
第5の4	別記様式第9号 認証機関名称等変更届出書
第5の5	別記様式第10号 登録事項変更申請書
第5の6の(1)	別記様式第11号 道産食品認証書
	別記様式第12号 生産仕様書変更承認(非承認)書
第5の6の(2)	別記様式第13号 検査結果通知書
第5の6の(3)	別記様式第14号 認証取消通知書
第5の6の(6)	別記様式第15号 報告書
第5の7	別記様式第16号 認証機関業務廃止届出書
第6の1	別記様式第17号 認証機関登録通知書
第6の3	別記様式第18号 登録事項変更承認書
第6の5	別記様式第19号 立入検査員証
	別記様式第20号 検査結果通知書
第6の6	別記様式第21号 登録取消通知書

第3 認証事業者関係

- 1 要綱第4の1に定める認証を受けようとする者の申請は、認証を受けようとする道産食品の種類ごとに、第2の様式に次の書類各2部を添えて行うものとする。ただし、一の認証機関に対し、複数の種類の道産食品の認証を申請する場合にあっては、認証を受けようとする道産食品の種類の数にかかわらず、(1)の書類は2部とする。
 - (1) 登記簿の謄本（個人の場合は、市町村長が発行した身分証明書）
 - (2) 知事が別に定める認証基準に定める生産仕様書
 - (3) 認証マークを表示しようとする容器又は包装

- 2 要綱第4の3の(4)に定める認証道産食品の生産及び流通に係る関係書類は、当該書類の記録に関する事業年度の末日から3年を経過する日まで保存しなければならない。
- 3 要綱第4の3の(7)のア、イに定める認証道産食品の生産休止又は廃止に係る届出は、生産を休止又は廃止する2週間前までに、第2の様式により行うものとする。
- 4 要綱第4の3の(7)のウに定める認証道産食品の生産の再開に係る届出は、生産を再開する2週間前までに、第2の様式により行うものとする。
- 5 要綱第4の3の(7)のエに定める名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出は、変更後2週間以内に、第2の様式に登記簿の謄本等当該変更の事実を確認できる書類2部を添えて行うものとする。
- 6 要綱第4の3の(8)に定める生産仕様書の内容の変更に係る申請は、第2の様式に変更後の生産仕様書2部を添えて行うものとする。

第4 認証機関関係

- 1 要綱第5の1に定める認証機関となろうとする者の申請は、第2の様式に次の書類各1部を添えて、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)により行うものとする。

なお、登記簿の謄本など電磁的記録による提出が困難な書類は、当面の間、書面により提出を行うものとする。

 - (1) 業務規程
 - (2) 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
 - (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、財産目録及び貸借対照表
ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
 - (4) 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 2 要綱第5の3に定める業務規程の内容の変更に係る届出は、変更後の業務規程による業務を開始する2週間前までに、第2の様式に変更後の業務規程1部を添えて、書面又は電磁的記録により行うものとする。
- 3 要綱第5の4に定める認証機関の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出は、変更後2週間以内に、第2の様式に定款、寄付行為、登記簿の謄本等当該変更の事実を確認できる書類1部を添えて、書面又は電磁的記録により行うものとする。

なお、登記簿の謄本など電磁的記録による提出が困難な書類は、当面の間、書面により提出を行うものとする。
- 4 要綱第5の5に定める認証を行う道産食品の種類、認証業務を行う審査員又は判定員、要綱第6の1の(3)に定める者の兼業の内容の変更に係る申請は、第2の様式を書面又は電磁的記録により行うものとする。

- 5 要綱第5の6の(1)に定める審査及び要綱第5の6の(2)に定める検査の方法は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準（ISO/IEC17065：2012及び17021：2011（JISQ17065及びJISQ17021）（以下「認証機関に関する国際基準」という。））に適合する方法により行わなければならない。
- 6 要綱第5の6の(5)に定める帳簿の取扱は、次のとおりとする。
- (1) 帳簿の記載事項は、認証機関に関する国際基準に基づくものとする。
- (2) 認証機関が備え付けておかなければならない帳簿は、認証又は検査を行った日の属する事業年度の末日から3年を経過する日まで保存しなければならない。
- (3) 帳簿については、電磁的な記録によるものを認めるものとする。
- 7 要綱第5の6の(6)に定める報告は、第2の様式により、次表の左欄に掲げる報告の内容に応じ、同表の中欄に定める書類を添えて、同表の右欄に定める日から1週間以内に行うものとする。

要綱第5の6の(1)	申請者に通知した別記様式第11号又は同12号の写し及び第3の(1)から(3)に定める書類又は認証事業者から提出のあった変更後の生産仕様書	当該通知の日
要綱第5の6の(2)	認証事業者に通知した別記様式第13号の写し	〃
要綱第5の6の(3)	認証事業者に通知した別記様式第14号の写し	〃
要綱第4の3の(7)のア	認証事業者から提出のあった別記様式第3号の写し	当該届出を受理した日
〃	イ 認証事業者から提出のあった別記様式第3号の写し	〃
〃	ウ 認証事業者から提出のあった別記様式第4号及びその添付書類の写し	〃

- 8 要綱第5の7に定める認証業務を実施する区域の変更、その業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止又は行政処分等により、その業務を実施することができなくなったときの届出は、速やかに、第2の様式を書面又は電磁的記録により行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年12月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年5月26日から施行する。